

令和4年度宮崎県農地中間管理事業PR業務の内容

1 委託業務の内容

(1) パンフレット・ポスターの作成

- ・農地中間管理事業の利用誘導促進を図る内容とすること。
- ・「みやざき犬」又は「みやざき犬」に代わるオリジナルキャラクター等を用いPR資材の製作を行い、人物は起用しないこと。
- ・委託業務には、企画立案、撮影、取材、デザイン、編集、校正、印刷、製本、納品、工程管理、電子データ作成等、当該業務において必要となる全ての業務を含むものとする。
- ・サイズ・数量は以下のとおりとすること。
パンフレット：A3サイズ（両面二つ折で仕上がりA4サイズ4ページ）20,000部
A4サイズ、2ページ（デザインデータのみ）
ポスター：A1、200枚

(2) 農地中間管理事業啓発用看板デザイン作成

- ・(1)と連動した内容とすること。
- ・サイズは、縦：1.2m・横：1.5mの面積：1.8m²とする。

(3) 独自提案1

- ・(1)、(2)の項目に加え、その他に農地中間管理事業の認知度向上・利用促進につながる有効な独自の企画を提案すること。
- ・(1)と連動した内容とすること。
- ・ターゲット層は以下のとおりとすること。
 - ① 農地の所有者とその家族
 - ② 40代以上
 - ③ 農業をリタイアしようと考えている方
- ・独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含むものとする。
- ・委託料に収まるのであれば、提案数に上限はない。

(4) 独自提案2

- ・別添資料「令和4年度農地の集積、集約化に向けた推進イベント」にて配布を目的とし、農地中間管理事業の認知度向上・利用促進につながる有効な独自のグッズの企画を提案すること。
- ・(1)と連動した内容とすること。
- ・独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含むものとする。

2 著作権の取扱い

(1) 著作権者

- 本業務により作成された成果品の全ての著作権は、公社に帰属する。
- 受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、公社と受託者で協議の上処理することとする。

3 成果品の提出

本業務により作成された成果品は、完成後速やかに公社へ提出すること。また、必要に応じて進捗状況の報告を行うこと。

(1) 印刷物

指定の部数を納品・発送すること。

(2) 電子データ

以下について、DVDにより納品すること。

- ① パンフレットデータ・ポスター（イラストレーター形式及び JPEG 形式及び PDF 形式）
広報等のために、必要な範囲内で公社が複製、翻案等の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上著作権を公社へ譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に公社へ申し入れを行い、了解を得ること。また、著作権を譲渡できない写真・文章等の二次利用については、その都度公社と受託者で協議する。
- ② 農地中間管理事業啓発用看板デザインデータ（JPEG 形式若しくは PDF 形式）
- ③ その他本仕様書により作成されたデザイン等の電子データ（JPEG 形式若しくは PDF 形式又は MP4 形式）

4 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、公社と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、公社と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、公社の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、企画提案等により受託者が特定した後、公社との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、契約額の変更等は、必要に応じて公社と協議の上、対応することとする。
- (5) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (6) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、公社の承認を得た上で、業務の一部を委託し、又は請け負わせることができる。

令和4年度 農地の集積、集約化に向けた推進イベントの提案 (案)

令和4年6月15日
農業担い手対策課

1 趣旨

農業経営基盤強化促進法等の一部改正など、本年度行われる人・農地関連施策の見直しを契機として、本県における「農地の集積・集約化」をより一層加速させるため、農地バンク、農業会議、県の三者連携のもと推進大会を開催し、県内外の優良事例の紹介や表彰等を通して、県内の農業者、関係機関・団体職員の農地集積・集約化に向けた機運の向上を図る。

(参考)

担い手への農地集積率 45.0% (平成25年度末) ⇒ 55.4% (令和3年度末) (九州3位)
機構の借受面積 累計で約9,000ha (令和3年度末) (九州2位)
耕地面積当の借受面積 13.9% (令和3年度末) (九州1位)

2 主催

県、県農地中間管理機構、県農業会議の3団体 (過去3回同様)
推進大会本部 大会本部長 知事

3 タイトル

「宮崎県農地集積・集約化推進大会 (仮)」
「農地の集積・集約化」を目的とした大会タイトルを設定
※ 過去3回は「宮崎県農地中間管理事業推進大会」として開催

4 開催時期

令和4年10、11月または1月 (公社、農業会議の業務負担の少ない時期で設定)

5 場所

メディアキット県民文化センター (仮)

6 内容

- ① 表彰 県内地域からの推薦 (1か所)
- ② 基調講演 県外事例、専門家等
(案) 農地集積・集約化のための話し合い活動強化 (人・農地プラン法定化を念頭)
(地方考案員研究所所長、全国農業会議所専門相談員 澤畑佳夫氏)
※ 澤畑氏は農水省が主催する「農村プロデューサー」養成講座講師であり、地域計画作成マニュアルの作成について発言もを行っている。
- ③ 事例紹介 表彰事例、優良事例 (2~3事例)
(案) 市町村推進チームによる農地集約化への取組事例 (都城市推進チーム)
(案) 農地、生産振興、基盤整備等各部門が連携した事例 (延岡市推進チーム)
(案) 最適化推進員等が地域の話し合い活動を先導した事例 (宮崎市農業委員会)

7 役割分担

大会全体の企画・運営・・・県 (当日の運営は各関係機関・団体で分担)
予算執行・・・公社 (国費・県費：機構運営事業)、農業会議、県

8 参集

農業者、市町村、農業委員会 (農業委員・農地利用最適化推進委員)、JA、
土地改良区、関係機関等 約300名程度

9 スケジュール (最短イメージ)

- 6月 開催要領作成
- 7~8月 表彰者推進 (各振興局・支庁)
- 8~9月 基調講演依頼、事務局による表彰者選定
- 9月 推進チーム会議、運営本部会議、大会本部会議で表彰者決定
- 10、11月 推進大会